

寄附による支援のお願い

服部植物研究所は、世界で唯一のコケ専門の研究機関として、コケ植物の調査・研究を推進し、標本や図書等の研究・遺伝資源を将来にわたって保存・継承していくことで学術研究活動の発展に貢献しています。本研究所の持続的な活動には皆様のご支援が不可欠です。

本研究所の活動をご理解いただき、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお寄附をお寄せいただいた皆様をご希望に応じて服部植物研究所サポーターとして登録し、観察会・講演会などの案内を送付させていただきます。

公益財団法人服部植物研究所 理事長 南壽 敏郎

寄附に対する税制優遇に関して

服部植物研究所は、内閣府より認定された公益財団法人です。ご寄附をお寄せいただいた方は、下記の税制上の優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるためには、確定申告を行う際に領収書等をご提出していただく必要があります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

個人に対する税制優遇

所得税について、寄附金額が2,000円を超える場合には、所得税の控除（還付）が受けられます。

$$\text{所得税の控除額（還付金額）} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} (5 \sim 45\%)$$

（例）年収500万円の個人が2万円を寄附した場合：(2万円 - 2,000円) × 20% = 3,600円

*宮崎県内にお住まいの方は、さらに以下の金額が翌年度の個人住民税から控除されます。

$$\text{個人住民税からの控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\% (\text{最大}) \quad (\text{上記例}) 1,800 \text{円}$$

法人に対する税制優遇

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の所得金額、資本金等の額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、特定公益増進法人に対する寄附については、

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられています。

そのため、公益財団法人服部植物研究所に対して支出した寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{所得金額} \times 6.25\% + \text{資本金等の額} \times 0.375\%) \times 1/2$$

（例）所得金額が1,400万円・資本金等の額が2,000万円の法人の場合：47.5万円